

(公 印 省 略)
学字第30052-59号
令和2年7月17日

各市町村児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部
私学・子育て支援課長 上原 美奈子

保育所等における新型コロナウイルス感染症の対応について

本県の児童福祉行政につきまして、日頃、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

去る7月13日、県内の保育施設において、新型コロナウイルスの感染症に係るPCR検査で陽性反応のあった保育教諭が確認されました。

これまでも貴管内保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等に対し、感染防止対策を指導していただいているところですが、最新の国通知等を御確認いただくとともに、下記に留意の上、改めて適切に御対応いただくよう、お願いいたします。

記

○管内保育所等の園児・児童・職員に感染者・濃厚接触者が疑われる場合

地域を所管する保健所（県保健福祉事務所）に連絡・相談をお願いします。

○管内保育所等に臨時休園等を要請した場合

臨時休園とした場合でも、医療関係業務に従事する保護者等で保育サービスの利用が必要となる場合には、子どもを少人数に分け、小規模で保育を行うなど、必要に応じて対応の検討をお願いします。

○管内保育所等に従事する職員の方へのお願い

これまでも十分に感染防止に取り組んでおられるところですが、改めて以下の点に留意していただくように周知をお願いします。

- ・一般的な感染症対策（手洗い等により手指を清潔に保つ、手で目・鼻・口を触らない、室内の定期的な換気など）を行ってください。
- ・健康管理（十分な睡眠・休養、栄養バランスのよい食事、適度な運動など）を心がけてください。
- ・出勤前に各自で体温を計測し、発熱等の風邪症状が見られる場合には、出勤をしないことを徹底してください。
- ・感染を疑うようなことがあれば、ためらわずに、帰国者・接触者相談センターに相談してください。
- ・市中感染のリスクが高まっている地域への外出に充分注意するとともに、東京都への不要不急の移動はできる限り控えてください。

○参考

- ・厚生労働省保育関係 リンク掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku_index.html

- ・『保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報』

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

- ・群馬県ホームページ『新型コロナウイルス感染症対策サイト』

<https://stopcovid19.pref.gunma.jp/>

事務担当：子育て支援係・保育係

T E L：027-226-2622(子育て支援係)

027-897-2689 (保育係)